## 難病法 54 公費の登録方法(介護保険)

## 【登録方法】

《利用者情報》、公費〉タブから以下の手順で登録を行います。

See FirstCareV7高齢者住宅 7.0.150 < 2018-12-20 17:10>(     ★八木 かおり(*) 1400000043 居宅介護支援事業所ファーストケア - □ ×
1月11日 17:42 ← → お知らせ 利用者 ヘルパー サービス 予定管理 日常業務 実績管理 請求管理 各種登録 維持管理 ?? 提 情報 アサイン 計画 予定管理 日常業務 実績管理 請求管理 信報
TOP 基本情報 被保険者証 住所地特例 医療保険 公費 負担額減額 認定調査票 注意事項 一覧表示
22         21         25/12         設定有効期間: 平成30年08月16日~平成31年02月28日           氏名         毎雨         九子         女性 88歳         申請区分:認定済(維続)         担当:★//木 かわり         新規         保存         削除
有如期間 法別番号 給付率 本人支払額 公費負担者 / 受給者番号 制度名称
公費情報 サービス毎の支払い額
公費負担者番号 公費負担者番号 (2) 54111111 ↓ (8桁) (111111 ↓ (7桁) ※介護券にサービス種類毎の支払い額が記載されている場合は、〈サービス毎の支払い額/約プで支払い額の設定が必要です。
② 公費の有効期間・支払額 平成 31年01月01日 → ~ 平成 31年01月31日 → 支払い額 2500 ∨ 円 ✓支払い額は自社を優先する ④ 欠付年月日 年月日 →
<sup>●102</sup> ○ 1.感染症の予防「一般患者に対する医療」     ○ 14 特別対策(障害者施策)「経過措置」     ○ 99その他公費
○ 24結核予約法1 従業禁止、命令人所者の医療」     ○ 15特別対策(障害者施策)1全額免除」     名称       ○ 3障害者自立支援法(平成17年法律第123号)「通院医療」     ○ 16原爆被害者の訪問介護利用者…「介護の給付」     法別番号
<ul> <li>○ 4身体障害者福祉法(更正医療)</li> <li>○ 17.原爆被害者の介護保険等利用料…「介護の給付」</li> <li>○ 5.原子提升は含者「一般疾病医病性多給付」</li> <li>○ 18中国残留邦人等…「介護支援給付」</li> <li>※スの他(小曲)(告知日本法法(),0.3) 医論() ます</li> </ul>
<ul> <li>○ 12.有機と素化合物・・・「医療費の支給」</li> <li>○ 13.石線・・・「指定疾病に係わる医療」</li> <li>○ 13.石線・・・「指定疾病に係わる医療」</li> <li>○ 13.石線・・・「指定疾病に係わる医療」</li> <li>○ 13.石線・・・「指定疾病に係わる医療」</li> <li>○ 10.00mm/mili</li> <li>○</li></ul>

- 公費負担者番号・受給者番号を登録します。
- ② 公費の有効期間は支払い額を管理するため1ヶ月毎に登録します。
   ※実際に受給者証に記載されている有効期間ではありません。ご注意ください。
- 「制度6:難病法」を選択します。
- ④ 月末に『自己負担上限額管理票』を確認し、支払い額を登録します。
  - ■『自己負担上限額管理票』に自己負担額の残金がない場合(支払い額が発生しない) 支払い額の登録は不要です。(0円) ※もともと自己負担額が発生しない場合も登録は不要です。
  - ■『自己負担上限額管理票』に自己負担額の残金がある場合(支払い額が発生する) 『自己負担上限額管理票』に自己負担額の残金がある場合は、支払い額に金額を登録します。 ※支払い額に登録する金額についての詳細は、P.2 をご確認ください。

- ~ 支払い額を登録する際の注意事項 ~
  - ファーストケアで公費対象のサービスを複数ご利用の場合は、別途設定が必要です。 設定方法についてはヘルプデスクまでお問い合わせください。
  - 自社の居宅介護支援を同じファーストケアでご利用の場合は、支払い額を登録する際に必ず 「支払い額は自社を優先する」にチェックをつけます。

※チェックがないと他事業所の医療系サービスに公費請求金額が割り振られ、請求に正しく 反映されないことがあります。

公費の有効期間・支払額 平成 27年02月01日 🗸 ~ 平成 27年02月15日 🖌 支払い額 1000 🗸 🖪 📝 支払い額は自社を優先する

【 支払い額に登録する金額について 】

『自己負担上限額管理票』に自己負担額の残金がある場合は、公費の[支払い額]に登録 が必要です。登録する金額は、介護保険の利用者負担割合により変わります。

## (1)介護保険の利用者負担割合 1割または2割の場合

『自己負担上限額管理票』の残金をそのまま支払い額に登録します。

## (2)介護保険の利用者負担割合 3割の場合

- ① 『自己負担上限額管理票』の残金を確認します。
- ② 公費自己負担分(当月ご利用分の2割の金額)を確認します。

〈計算式〉

利用単位数合計×地域区分単価×0.2 ※端数切捨て

- 例)利用単位数合計:3800単位、地位区分単価 @10円の場合
   3800単位×10円×0.2=7,600円
- ③ ②で求めた公費自己負担分(2割)と①の『自己負担上限額管理票』の残金を比べ、 低い方の金額を支払い額に登録します。
  - 例 1) 『自己負担上限額管理票』の残金 8,000 円、公費自己負担分(2 割)が 7,600 円の場合、 支払い額には 7,600 円を登録します。
  - 例 2) 『自己負担上限額管理票』の残金 4,500 円、公費自己負担分(2 割)が 7,600 円の場合、
     支払い額には 4,500 円を登録します。